# 入　札　公　告

公告第52号
令和5年6月23日

分任契約担当官
陸上自衛隊今津駐屯地
第397会計隊今津派遣隊長　光 安　達 哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　競争に付する事項

| 件名 | 規格 | 単位 | 数量 | 引取期限 | 引渡場所 |
|---|---|---|---|---|---|
| 回収廃油売払い | 仕様書のとおり | ℓ | 10,600 | 代金納付の日から5日以内<br>（令和5年8月31日までに搬出） | 陸上自衛隊今津駐屯地<br>燃料スタンド |

2　競争参加資格

（1）　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人、又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

（3）　令和04･05･06年度全省庁統一資格「物品の買受」C等級以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。

（4）　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

（5）　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

（6）　入札心得で定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行う者。

（7）　契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）

（8）　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（9）　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

（10）　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3　契約条項を示す場所

仕様書及び入札資料は、下記に示す期間陸上自衛隊今津駐屯地第３９７会計隊今津派遣隊　契約班窓口において配布する。
令和５年６月２３日～令和５年７月５日（土日祝日を除く０９００～１２００　１３００～１６３０）

4　入札説明会日時及び場所

統一して現場説明会は実施しないが、現場視認等が必要な業者については、下記11(9)引取等に関する事項の問い合わせ先へ、事前に調整連絡願います。

5　入札日時及び場所

（1）日　時　：**令和5年7月6日(木)1000～**
（2）場　所　：**陸上自衛隊今津駐屯地　会計隊入札室**

6　保証金等に関する事項

（1）入札保証金及び契約保証金　：　免除
（2）違約金　：　落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7　入札条件

（1）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8　入札の無効

（1）第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札
（2）入札に関する条項に違反した入札
（3）入札金額、入札者の氏名が判別しがたい入札
（4）入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合に、当該入札者が提出した入札
（5）「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約を行わない者の入札

9　契約書の作成の有無

遅滞なく契約書を作成する。

10　落札決定方法

総額決定　（同価の場合は抽選により決定）

11　　その他

（1）代金は、搬出開始までに納付すること。
（2）引渡時間は　0815～1630までとし、契約後時間調整を行う。
（3）契約の成立の時期は、契約書に双方が記名押印した時とする。
（4）入札参加を希望する者は「資格審査結果通知書（写し）（FAX可）」を入札日前日迄に提出すること。
（5）「入札書」の書式は当隊で準備するので、事前に入手すること。
（6）入札書を郵送する場合は書留郵便とし、前日までに必着するよう処置すること。
（7）代理人で入札参加する業者は、入札書に添えて委任状を提出すること。
（8）入札に関する事項の問い合わせ先
　　〒520－1621　滋賀県高島市今津町今津平郷国有地
　　陸上自衛隊今津駐屯地　第397会計隊今津派遣隊　契約班　（担当 上田）
　　TEL　0740－22－2581（内線348）　FAX　0740－22－1309（直通）
（9）引取等に関する事項の問い合わせ先
　　〒520－1621　滋賀県高島市今津町今津平郷国有地
　　陸上自衛隊今津駐屯地　業務隊補給科補給班（担当　寺川）
　　TEL　0740－22－2581（内線374）

本公告は、陸上自衛隊今津駐屯地第397会計隊今津派遣隊掲示板、陸上自衛隊大久保駐屯地第397会計隊掲示板、陸上自衛隊大津駐屯地第397会計隊大津派遣隊掲示板、及び中部方面会計隊HP　https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/　に掲示している。

# 仕　　様　　書

| 回収廃油売払い | 仕　様　書　番　号 | |
|---|---|---|
| | 補給燃 - ３ | |
| | 作　　成 | 令 和 ５ 年 ６ 月 ２ １ 日 |
| | 作成部隊等名 | 今 津 駐 屯 地 業 務 隊 |

１　本仕様書は、「回収廃油売払い」について必要事項を定める。

２　契　　約

契約内容：回収廃油売払

（車両等で使用・交換したエンジン/ギヤオイル・自動変速機油等以下回収廃油という。）

３　種類及び数量等

回収廃油（ドラム缶詰め）：ドラム缶　５３本分（１０６００ℓ）

４　引渡場所

陸上自衛隊　今津駐屯地　燃料スタンド

５　履行期間

令和５年８月３１日まで

６　実施要領

（１）回収の要領

回収廃油はドラム缶詰めされており、オイルのみ収集・運搬する。

（２）再委託の禁止

委託された回収廃油の収集、運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。

（３）機密保持

この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密は、契約期間を問わず、永久に第３者に漏洩してはならない。公表する必要がある場合は関連する相手方の文書による承諾を必要とする。

（４）協　　議

この契約に定めない事項並びにこの契約の各事項に疑義が生じた場合は、その都度当事者が誠意をもって協議の上、これを決定する。

７　検　　査

（１）官側の検査官の立会により行う。

（２）引取業務書類は、受領書をもって行う。

８　調整先担当官

今津駐屯地業務隊　補給科　補給班

燃料係　１等陸曹　　寺川　裕一

TEL　０７４０－２２－２５８１（内線３７４）